

防衛装備庁訓令第37号

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号）第20条の規定に基づき、防衛装備庁における装備品等の製造設備等の認定に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁における装備品等の製造設備等の認定
に関する訓令

（趣旨）

第1条 この訓令は、防衛装備庁における装備品等の製造設備等の認定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において用いる用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（昭和50年防衛庁訓令第44号。以下「省訓令」という。）に定めるところによる。

(1) 幕僚長 陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長をいう。

(2) 地方防衛局長等 北海道防衛局長、北関東防衛局長、南関東防衛局長、近畿中部防衛局長、中国四国防衛局長、沖縄防衛局長、東海防衛支局長、長崎防衛支局長、郡山防衛事務所長、宇都宮防衛事務所長、舞鶴防衛事務所長、岐阜防衛事務所長及び玉野防衛事務所長をいう。

(認定計画)

第3条 認定計画の作成に関する事務は、調達管理部長が行うものとする。

2 作成又は変更した認定計画は、幕僚長等に通知する。

(公示)

第4条 省訓令第7条に規定する公示は、庁舎内での掲示に加え、官報掲載、新聞掲載又は防衛装備庁ホームページへの掲載のいずれかによるものとする。

(認定の申請の受理等)

第5条 調達管理部長は、認定を申請する者が省訓令第

6 条第 2 号に規定する者である場合には、当該申請者が同号の要件に該当する者であることを認定するために必要な書類を提出させるものとする。

2 調達管理部長は、認定の申請期間を経過した後に申請する者に対しては、認定の申請期間を経過した後に申請する理由を記載した書類を提出させるものとする。

3 調達管理部長は、認定申請書及び前 2 項に規定する書類を審査し、受理した場合には、これらを調達事業部長に送付するものとする。

4 認定検査の実施に係る防衛装備庁長官（以下「長官」という。）から幕僚長に対する依頼に関する事務は、調達事業部長が行うものとする。

（認定検査の実施）

第 6 条 調達事業部長は、防衛省仕様書等及び認定検査実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、認定検査を実施するものとする。

2 地方防衛局長等は、長官から認定検査の実施を指示された場合には、防衛省仕様書等及び実施要領に基づ

き、認定検査を実施するものとする。

- 3 実施要領の作成（幕僚長との協議に関することを含む。）に関する事務は、調達事業部長が行うものとする。

（認定等の通知）

第7条 認定の通知及び製造上の要件を備えていると認められない場合の通知に関する事務は、調達管理部長が行うものとする。

- 2 申請に係る製造設備等が製造上の要件を備えていると認められない場合の通知には、認められない理由を記載するものとする。

- 3 調達管理部長は、認定の通知及び製造上の要件を備えていると認められない場合の通知が行われた場合には、調達事業部長及び地方防衛局長等にその旨を通知するとともに、関係の幕僚長にその旨を通知するための手続を行うものとする。

（認定品目表）

第8条 省訓令第14条に規定する認定品目の一覧表（

以下この条において「認定品目表」という。)は、年度初めに、前年度までに実施した認定(認定の取消しを含む。)の実績を踏まえて作成するものとする。ただし、年度の中途において認定品目表を作成する必要があると認められる場合においては、その都度作成するものとする。

2 省訓令第14条第6号に規定するその他防衛装備庁長官が必要があると認める事項については、認定品目表の作成の都度定めるものとする。

3 認定品目表の作成に関する事務は、調達管理部長が行うものとする。

4 調達管理部長は、認定品目表が作成された場合には、これを調達事業部長及び地方防衛局長等に送付するとともに、関係の幕僚長に送付するための手続をとるものとする。

(認定後の調査等)

第9条 地方防衛局長等は、認定設備等が引き続き製造上の要件を備えているかどうかを確認するため、調達

管理部長が定めるところにより、必要な調査を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、調達事業部長が認定検査を実施したものに係る前項の調査は、調達事業部長が行うものとする。

3 調達管理部長は、認定を受けた者から、認定設備等及び認定の通知書に記載された内容を変更した旨の届出を受けた場合には、当該届出を調達事業部長に送付するものとする。

（確認検査）

第10条 調達事業部長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、省訓令第18条第1項各号の規定に該当し、認定の取消しを行うべきことが明らかなきを除き、確認検査の実施について、長官が認定審査会に諮問するための手続をとるものとする。

(1) 省訓令第15条第2項の規定に基づき幕僚長から長官に対する通知があった場合

(2) 前条第1項又は第2項の規定に基づく調査の結果

、認定設備等が製造上の要件を備えているか確認する必要があると認める場合

(3) 前条第3項の届出があった場合（当該届出に係る変更が軽微であり、製造上の要件に影響しない場合として調達管理部長が定めるものに該当する場合を除く。）

(4) 防衛省仕様書等の改正により、認定設備等が製造上の要件を備えなくなったおそれがある場合

(5) 認定設備等により製造された装備品等が監督検査において不合格となった場合

(6) 前各号に掲げる場合のほか、認定設備等が製造上の要件を備えなくなったおそれがあるとして認められる場合その他長官が認定設備等が製造上の要件を備えているか確認する必要があると認める場合

2 調達事業部長は、確認検査の実施を関係の幕僚長に依頼する必要があると認める場合には、長官が当該幕僚長と協議を行うための手続を行うものとする。

3 調達事業部長は、確認検査を行うことについて認定

審査会の答申があり、確認検査を行うこととされた場合及び確認検査の結果、認定設備等が製造上の要件を備えていると認めることについて認定審査会の答申があり、認定設備等が製造上の要件を備えていると認められた場合には、直ちにその対象となる認定設備等により製造される装備品等の監督官又は検査官（幕僚長の指揮を受ける職員をもって充てられた監督官又は検査官にあっては当該幕僚長）に対し、その旨を通知しなければならない。

4 第6条の規定は、確認検査を行う場合について、準用する。

（確認検査の結果の通知等）

第11条 調達管理部長は、確認検査の結果、認定設備等が製造上の要件を備えていると認められない場合において、その旨及び所要の期間内に改善の申出ができる旨を認定を受けた者に通知する旨の認定審査会の答申がなされたときは、長官が認定を受けた者に対する通知に係る手続をとるものとする。

- 2 調達管理部長は、前項の通知を受けた者から所要の期間内に改善を行った旨の申出があった場合には、その旨を調達事業部長に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた調達事業部長は、再検査を行うものとする。
- 4 調達管理部長は、確認検査（前項の規定に基づく再検査を含む。以下この項及び第13条第1項において同じ。）の結果、認定設備等が製造上の要件を備えていると認められる旨の認定審査会の答申がなされたときは、確認検査の結果（第13条第1項の規定に基づき認定の一部変更を承認した場合にあっては、その旨）を長官が認定を受けた者に通知するための手続をとるものとする。

（認定の取消し）

第12条 調達管理部長は、省訓令第18条第1項の各号のいずれかに該当する場合には、認定の取消しのための手続をとるものとする。

- 2 調達管理部長は、認定の取消しが行われた場合には

、当該認定を受けている者に対し、認定取消通知書を送付するものとする。

- 3 調達管理部長は、前項の送付を行った場合には、調達事業部長及び地方防衛局長等にその旨を通知するとともに、長官が関係の幕僚長へ通知するための手続をとるものとする。

（認定の変更）

第13条 長官は、第9条第3項の届出について、確認検査の結果、認定設備等が製造上の要件を備えていると認められる旨の認定審査会の答申がなされた場合には、当該届出に係る認定の一部変更を承認する。

- 2 長官は、第9条第3項の届出があり、当該届出に係る変更が軽微であり、製造上の要件に影響しないものとして確認検査を行わない場合には、認定審査会に諮問することなく、認定の一部変更を承認する。

- 3 調達事業部長は、第9条第3項の規定に基づき送付を受けた届出について、当該届出に係る変更が軽微であり、製造上の要件に影響しないものと認める場合に

は、その旨を調達管理部長に通知するものとする。

4 調達管理部長は、前項の通知を受けた場合には、長官が認定の一部変更を承認するための手続をとるものとする。

5 調達管理部長は、第2項の承認があった場合には、長官がその旨を認定を受けた者に通知するための手続をとるものとする。

6 調達管理部長は、前項の通知がなされた場合には、その旨を調達事業部長及び地方防衛局長等に通知するものとする。

（認定審査会）

第14条 認定審査会については、防衛装備庁における認定審査会に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第38号）に規定するところによるものとする。

（委任規定）

第15条 この訓令の実施に関し必要な細部事項は、調達管理部長、調達事業部長及び地方防衛局長等がそれぞれの所掌に属する事務について定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令の施行の日前に装備品等の製造設備等の認定に関する達（平成 1 8 年装備本部達第 1 5 号）の規定により行われた手続は、別段の定めのあるものを除き、この訓令の規定により行われたものとみなす。
- 3 第 9 条第 2 項の規定は、この訓令の施行の日前に認定検査が実施されたものには適用しない。